

大綱心で交通安全!

自転車でも交差点を通行する際の注意点編

交差点は、事故が発生する危険性が特に高い場所です。

昨年の県内の統計では、事故全体のおよそ48%が交差点とその付近で発生しています。

交差点での交通ルールをしっかり守り、悲惨な事故に遭わないように心掛けましょう。

今回は、自転車で交差点を通行する際の注意点についてお知らせします。

交差点では必ず安全を確認

赤信号や一時停止の場所だけに限らず、交差点を通行するときは、必ず左右の安全を確認し、飛び出しなどに対応できる速度で通行しましょう。

「止まれ」の標識があったら必ず一時停止を

出会い頭事故の多くは、交差点の手前で一時停止をせず、安全確認を怠って交差点に進入したことが原因で発生しています。

「止まれ」の標識がある場合や、優先

道路を横断する場合は、たとえ他の車両が通行していなくても、停止すべき場所ではないから自転車を完全に停止させなければなりません。徐行していたとしても、「指定場所一時不停止」の違反となります。

自転車も車の一種です。必ず「止まれ」の標識がある交差点では一時停止をして、しっかりと安全確認をしましょう。

見通しの悪い交差点では「徐行」

優先道路を走行中、交差する道路側に一時停止の標識がある場合でも、これを無視して車が交差点に進入してくる場合があります。

一時停止の標識の有無にかかわらず、見通しの悪い交差点を通行するときは、すぐに止まれるような速度(＝徐行)で通行しましょう。

青信号でも安全確認が必要

青信号だからといって、絶対安全とは限りません。

右左折する車が、道路を横断中の自転車と衝突する事故は非常に多く発生しています。

青信号でも油断することなく、常に交差点の状況を見渡しながら通行しましょう。

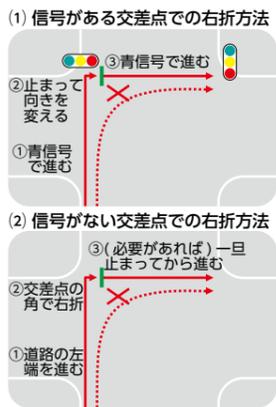
交差点での右折方法

(1) 信号がある交差点の場合

青信号で交差点の向こう側まで直進し、そこで止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進行しなければなりません。

(2) 信号がない交差点の場合

交差点の外寄りを大回りに右折します。交差点の内寄りを通行してはいけません。



禁止されている危険な運転の例

平成27年に道路交通法が改正され、自転車の危険運転に対する取り締まりが強化されました。

- ① 運転中の携帯電話などの使用
- ② 二人乗り運転
- ③ 右側通行
- ④ 無灯火
- ⑤ イヤホン・ヘッドホンの使用
- ⑥ 並進横並び走行
- ⑦ 傘差し運転

自転車運転中にこのような危険なルール違反を繰り返すと、3年間で2回以上検挙されると、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられます。さらに、受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金を科されることになります。

危険運転は絶対にやめましょう。



7/2 平成29年度 男女共同参画フォーラム in 薩摩川内

男女共同参画情報コーナー



～一人一人が幸せを実感できるまちへ～

【編集】=「とらいあんぐる」編集員

【問合せ】=本庁企画政策部 ひとみらい政策課
ひとみらい政策グループ
☎(23)51111(内線4741)



【時】7月2日(日)13時～16時30分
(受付は12時30分から)
【所】国際交流センター(天辰町)
*託児あり(6月26日)までに予約
【内容】
▼13時 主催者あいさつ
▼13時15分 基調講演
重永侑紀氏(NPO法人にじろくCAP代表理事)
演題:「生きづらさ」のはじまり



【プロフィール】
CAPは、子どもがいじめや虐待などの被害に遭ったときに自己防衛できるように、学校ベースで教育するプログラム。平成11年、にじろくCAPグループを設立。福岡・佐賀を中心に、ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり」を実践するために活動中。

▼15時 分科会

●第1分科会

薩摩川内市ダイバーシティ研究会

■女性チャレンジ委員会での学びを地域にいかそう!

■男女共同参画の取り組みを紹介

■ダイアログカフェ くおいをつなげて

●第2分科会

せんだいCAP

■未来への保険 それは「みんなで子育て」

人はさまざまな関係性を見て育つ生き物です。子どもや親を、まるっと支える地域をつくりましょう。

▼16時30分 閉会